

令和6年度

一関市からの要望に対する取組状況

岩手県県南広域振興局

反映区分

A：趣旨に沿って措置したもの	B：実現に努力しているもの
C：当面は実現できないもの	D：実現が極めて困難なもの

(様式3) 情報提供用シート 一関市

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月16日	重点要望1 国際リニアコライダー（ILC）の実現について	<p>国際リニアコライダー（ILC）は、世界中の研究者・技術者が結集するアジア初の国際出資・運営による大型国際科学技術研究拠点です。</p> <p>その実現による波及効果は、学術の進展のみならず、我が国が標榜する科学技術立国と科学技術外交の推進、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化、さらには、人づくり革命等を促し、我が国の成長戦略に大きく貢献し、日本全国、世界に及ぶものです。</p> <p>ILCの日本建設による効果は、イノベーションや国際人材育成、地方創生、震災復興など多分野にわたることから、これまでの学術プロジェクトとしての検討を超え、国家プロジェクトとして、国際的な議論を進めることが必要不可欠です。</p> <p>世界の素粒子物理学研究者コミュニティは、2004（平成16）年から国際チームによるILC技術開発を進め、2013（平成25）年には北上山地を世界唯一の建設候補地に選定したところでありますが、未だ実現には至っておりません。</p> <p>ILC建設候補地は、東日本大震災による人口減少が加速する中、基盤産業の不振、復興需要の落ち込みなど多くの課題が山積しています。</p> <p>未来に希望を持って地域を振興し、子供たちにバトンを引き継いでいくためには、ILCの実現が欠</p>	<p>国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、成長戦略に貢献する極めて重要な計画です。ILCの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災津波からの創造的復興につながることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。</p> <p>現在、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、また、国では令和6年2月に内閣府と文部科学省の「将来の高性能加速器に関する連絡会」が設置されたところです。県ではこうした取組が加速するよう、令和6年6月の「令和7年度政府予算等に関する提言・要望」において、国に対し、以下の事項について要望を行いました。</p> <p>1 国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること</p>	県南広域 振興局	経営企画部	B：2

		<p>かすことができません。</p> <p>については、I L Cの東北での早期実現に向けて、次の事項について国に働きかけるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) I L Cの建設を国家プロジェクトとして位置づけ、関係省庁横断による連携を強化すること</p> <p>(2) 日本政府が主導し、研究への参加、資金の分担、推進組織体制等に関する国際調整を進め、I L Cの早期実現を図ること</p>	<p>2 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で誘致を推進すること</p> <p>3 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること</p> <p>令和7年度の政府予算案においては、国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備やI L C実現の機運醸成などに取り組んでいきます。(B : 2)</p>			
7月16日	<p>重点要望2</p> <p>道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(1) 国道4号の4車線化について</p> <p>① 大槻交差点以北(平泉バイパス境まで)の4車線拡幅整備</p>	<p>国道4号は、物流や観光などの活動を推進し、分散型社会の構築に向けて欠かすことのできない重要なインフラであります。</p> <p>国道4号は、沿線にトヨタ自動車東日本(株)の岩手工場(金ヶ崎町)と宮城県の宮城大衡工場を核とした自動車関連事業所の集積が進み、近年は半導体関連企業の立地も進んでおります。岩手県南部から宮城県北部にかけて各事業所を広域的に結ぶ国道4号を核とした幹線道路の整備は、東北地方の産業形成を図る上でより重要になってきております。</p> <p>また、国道4号は、一関市内では国道284号、342号、457号、主要地方道一関北上線などの東西幹線道路が接続する主要幹線道路となっており、当市は、「世界遺産 平泉」と当市の観光資源を組み合わせた周遊観光ルートの形成により、交流人口の拡大を目</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和7年度政府予算等に係る提言・要望において、大槻交差点以北(平泉バイパス境まで)を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。(B)</p>	<p>県南広域 振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B : 1</p>

		<p>指しているところです。</p> <p>については、産業振興、観光振興をより一層推進するため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 大槻（おおつき）交差点以北（平泉バイパス境まで）の4車線拡幅整備</p>				
7月16日	<p>重点要望2</p> <p>道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(1) 国道4号の4車線化について</p> <p>② 高梨交差点から修紅短期大学付近までの交通事故対策事業の早期完成</p>	<p>② 高梨交差点から修紅短期大学付近までの交通事故対策事業の早期完成</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和7年度政府予算等に係る提言・要望において、令和6年度に萩荘地区付加車線整備として事業化された高梨交差点から修紅短期大学付近までの区間を含む一般国道4号の交通安全対策事業の推進について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B：1</p>
7月16日	<p>重点要望2</p> <p>道路等の整備及び治水対策の促進について</p>	<p>③ 修紅短期大学付近から宮城県境までの4車線拡幅整備</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和7年度政府予算等に係る提言・要望におい</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B：1</p>

	<p>(1) 国道4号の4車線化について</p> <p>③ 修紅短期大学付近から宮城県境までの4車線拡幅整備</p>		<p>て、修紅短期大学付近から宮城県境までの区間を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。(B)</p>			
7月16日	<p>重点要望2</p> <p>道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(2) 国道343号新笹ノ田トンネルの整備について</p>	<p>国道343号は、内陸と重点港湾である釜石港、大船渡港を結ぶ物流ルートであるとともに、内陸と沿岸の観光拠点を結ぶ広域観光ルートとして重要な路線であります。陸前高田市と一関市の境にある笹ノ田峠は、幅員狭小や急峻な山地を越えなければならない地理的条件から、交通の難所となっております。</p> <p>過去には、土砂災害による長期間の車両通行止めが発生し、交通に多大な支障をきたしました。冬期の積雪・路面凍結時においては、車両の通行が困難となることから、国道284号へ大きく迂回するなど、内陸と沿岸をつなぐ路線としての機能が十分に発揮されておられません。</p> <p>県では、国道343号笹ノ田地区の整備は急務であり、着実な進展が必要であるところのご理解から、「国道343号笹ノ田地区技術課題等検討協議会」において、現道における課題への対策について具体的なご検討をいただいているところであります。</p> <p>については、早急に調査検討を完了し、国道343号</p>	<p>一般国道343号は、気仙地区と内陸部を結ぶ重要な路線であり、県内外から多くの方々に来館いただいている東日本大震災津波伝承館と平泉の世界遺産を結ぶ、教育や観光振興等を支える重要な路線でもあります。</p> <p>国道343号で最大のあい路となっている笹ノ田峠については、複雑な地質状況であることを把握したことから、新たなトンネルを整備する必要性や効果、技術的課題などについて、専門的な見地から助言をいただく協議会を令和5年3月に設置し、これまでに4回開催したところであり、引き続き、検討を進めていきます。(C)</p>	<p>県南広域 振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

		新笹ノ田トンネルの整備について事業化されるよう要望します。				
7月16日	<p>重点要望2</p> <p>道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(3) 一関遊水地事業と一体となった磐井川堤防（JR磐井川橋梁）の早期完成について</p>	<p>近年、短時間強雨の発生が増加や台風の大型化等により、全国各地で水害や土砂災害が発生し、尊い人命や社会経済への甚大な被害が生じております。また、すでに地球温暖化の影響が顕在化していると見られ、今後、さらに気候変動の影響による水災害の頻発化や激甚化が予測されております。</p> <p>一方、頻発化・激甚化する水災害に対応するため、国では、流域治水の実践及び防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による河川堤防の整備、強化等により、治水対策を鋭意進められているところ です。</p> <p>このような中で、高さ等が不足したまま取り残されている鉄道橋梁が大雨の際の流木等を含む洪水流によって傾斜、流失、倒壊などとなる被害が、全国で相次いで発生しております。</p> <p>この鉄道橋梁の被害は、河川堤防の整備と合わせた鉄道橋梁の架け替えが必要である認識はされているものの、その費用が多額であることなどから架け替えが進まないことによるものであり、治水安全度の向上に大きな影響を及ぼすものであります。</p> <p>このような鉄道橋梁は施工年次が古く、現行の河川管理施設等構造令に合致していないため架け替えが急務となっており、国の国土強靱化基本計画にも鉄道橋梁の豪雨対策の推進が明記されているところ</p>	<p>① 公共事業予算については、令和6年6月7日の令和7年度政府予算提言・要望において、安定的・継続的な確保と「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間終了後においても必要な予算・財源を別枠で確保するよう国に要望したところであり、今後も国に働きかけていきます。(B)</p> <p>② 河川改修に伴い鉄道橋梁の架け替えの必要が生じた場合は、それぞれが負担すべき内容について、あらかじめ鉄道事業者と協議を行い、負担額を決定するものと認識しています。</p> <p>それぞれの管理者が負担する費用の確保等について、機会をとらえて国に働きかけていきます。(B)</p> <p>③ JR東北本線磐井川橋梁については、国から、「磐井川自体の流量に対しては十分な安全度を確保しているが、北上川の背水の影響については、概ねの安全度を確保しているものの、径間長、桁下高等が河川管理施設等構造令を満足していない橋梁と認識しており、JR磐井川橋梁に関する治水対策について、鉄道事業者と設計協議を</p>	<p>県南広域 振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B : 3</p>

		<p>であります。</p> <p>については、流域治水の実践及び更なる推進に必要とされる河川堤防の整備に合わせた水災害対策に早急に取り組むよう、次の事項について国に働きかけることを要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策において当初予算や別枠での予算を確実に確保するとともに、改正された国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、継続的かつ安定的な治水関係予算を確保することにより、高さが不足している鉄道橋梁について、河川堤防の整備と合わせた架け替え事業を速やかに推進すること</p> <p>② JR河川橋梁の緊急調査結果等を踏まえ、鉄道橋梁の架け替えを含めた必要な対策や事業費を負担する新たな枠組みの創設などについて、河川管理者・鉄道事業者等関係者の連携・協力のもと速やかに推進すること</p> <p>③ 一関市内においても、堤防整備が進む磐井川堤防区間では、堤防よりも高さが低く、一関遊水地事業計画の中で唯一残されているJR東北本線磐井川橋梁が渡河していることから、同橋梁の早期架け替えに着手すること</p>	<p>実施し、検討しているところです。また、近々の洪水時の危機管理について、一関市、鉄道事業者と水防活動の体制及び水防工法を検討しています。引き続き、鉄道事業者や関係機関と連携・調整を図りながら協議、検討を進めていく」と聞いています。</p> <p>直轄管理区間の河川整備については県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。(B)</p>			
7月16日	重点要望2 道路等の整備及び治水対	まちづくりを効果的に進めるためには、一つの自治体で施策を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進めることで大きな成果を得るこ	三陸沿岸道路へ円滑に直結する道路の整備に向けた宮城県への働きかけについては、要望があったことを宮城県と共有したとこ	県南広域 振興局	土木部	B：1

	<p>策の促進について</p> <p>(4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>① 国道 284 号の整備</p> <p>(ア) 国道 284 号から三陸沿岸道路へ円滑に直結する道路の整備に向けた宮城県への働きかけ</p>	<p>とが可能となります。</p> <p>当市では、同じ通勤エリア、医療圏、文化圏などを共有する近隣自治体との協力、連携が重要であるとの認識のもと、平泉町、宮城県栗原市、登米市と連携し、課題解決に取り組んでいるところであります。</p> <p>また、陸前高田市や宮城県気仙沼市などの隣接する地域との地域間交流、交流人口の拡大による相互交流の活発な圏域づくりを目指すためにも、県境や市町境においても円滑な交通を確保し広域的ネットワーク機能を果たす幹線道路網の計画的整備が必要となっております。</p> <p>近年、国内各地において、台風による局地的な集中豪雨などの災害が頻発しており、その被害は以前にも増して甚大になっていることから、非常時においても隣接する自治体間を結び、輸送路・避難路として安定して機能する幹線道路網の整備は急務であります。</p> <p>については、県際連携や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>記</p> <p>① 国道 284 号の整備</p> <p>(ア) 国道 284 号から三陸沿岸道路へ円滑に直結する道路の整備に向けた宮城県への働きかけ</p>	<p>ろであり、今後も宮城県との情報交換に努めていきます。(B)</p>			
7月16日	<p>重点要望2</p> <p>道路等の整備及び治水対策の促進につ</p>	<p>(イ) 室根町高沢地内の主要地方道本吉室根線との交差点の右折レーン設置</p>	<p>要望の箇所については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域 振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

	<p>いて</p> <p>(4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>①国道 284 号の整備</p> <p>(イ) 室根町高沢地内の主要地方道本吉室根線との交差点の右折レーン設置</p>					
7月16日	<p>重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>①国道 284 号</p>	(ウ) 一関・気仙沼間道路の高規格化の早期実現	<p>一般国道 284 号は、沿岸地域と内陸地域を結ぶ物流や産業振興を支える重要な路線と認識しており、これまで室根バイパスや石法華工区において、整備を進めてきたところです。</p> <p>また、令和 3 年に策定した岩手県新広域道路交通計画において、一般国道 284 号を「一般広域道路」として位置付けたところであり、拠点都市間の連携強化を図っていくこととしています。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

	<p>の整備 (ウ) 一関・気仙沼間道路の高規格化の早期実現</p>					
7月16日	<p>重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進について (4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について ②国道342号の整備 (ア) 花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備</p>	<p>まちづくりを効果的に進めるためには、一つの自治体で施策を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進めることで大きな成果を得ることが可能となります。</p> <p>当市では、同じ通勤エリア、医療圏、文化圏などを共有する近隣自治体との協力、連携が重要であるとの認識のもと、平泉町、宮城県栗原市、登米市と連携し、課題解決に取り組んでいるところであります。</p> <p>また、陸前高田市や宮城県気仙沼市などの隣接する地域との地域間交流、交流人口の拡大による相互交流の活発な圏域づくりを目指すためにも、県境や市町境においても円滑な交通を確保し広域的ネットワーク機能を果たす幹線道路網の計画的整備が必要となっております。</p> <p>近年、国内各地において、台風による局地的な集中豪雨などの災害が頻発しており、その被害は以前にも増して甚大になっていることから、非常時においても隣接する自治体間を結び、輸送路・避難路として安定して機能する幹線道路網の整備は急務であります。</p> <p>については、県際連携や、安全安心で災害に強いまち</p>	<p>一般国道342号花泉バイパス以南については、令和4年3月に白崖地区を全線供用開始したところです。</p> <p>要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域 振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:1</p>

		<p>づくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>② 国道 342 号の整備 (ア) 花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備</p>				
7月16日	<p>重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>②国道 342 号の整備 (イ) 大槻交差点から一関工業団地を経て、金沢地区までのルート変更</p>	<p>(イ) 大槻交差点から一関工業団地を経て、金沢地区までのルート変更</p>	<p>国道の路線変更にあたっては、当該国道の持つ機能や周辺の道路網、利用形態、周辺施設の状況等を総合的に勘案し、効果的な交通ネットワークが形成されるよう、慎重な検討が必要となります。</p> <p>要望の路線についても、上記の考え方を基に、対象となる道路の整備状況や交通量の推移等を踏まえ、広域的な道路ネットワークにおける市道との機能分担、県として管理する必要性等を総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域 振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>
7月16日	<p>重点要望2 道路等の整備</p>	<p>③ 国道 456 号宮城県境付近のトンネル化の早期実現</p>	<p>一般国道 456 号の宮城県境七曲峠付近については、早期の整備は難しい状況ですが、</p>	<p>県南広域 振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

	備及び治水対策の促進について (4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について ③ 国道 456号宮城県境付近のトンネル化の早期実現		交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)			
7月16日	重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進について (4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について ④ 県道の整備 (ア) 主要地方道本吉室根線津	④ 県道の整備 (ア) 主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区の改良整備促進	主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区については、令和2年度に「津谷川工区」として事業化し、令和6年度は道路改良工事等を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)	県南広域振興局	土木部	A : 1

	谷川本宿地区の改良整備促進					
7月16日	<p>重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>④県道の整備 (イ) (仮称) 栗原北上線の県道昇格</p>	(イ) (仮称) 栗原北上線の県道昇格	<p>県道認定については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備したものについて、市町村道と県道との交換を原則として県道に認定してきたところです。</p> <p>要望の路線については、道路法上の認定要件及び県道と町道とのネットワークの在り方や県道として管理する必要性などを総合的に判断しながら検討していきます。(C)</p> <p>なお、奥州市前沢から北上市までの32.6km区間については、平成28年4月1日に一般県道前沢北上線として供用開始しています。</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1
7月16日	<p>重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(4) 広域連携に資する幹線道路網の</p>	(ウ) 一般県道相川平泉線の抜本的改良	<p>一般県道相川平泉線については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業の予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1

	整備について ④ 県道の整備 (ウ) 一般県道相川平泉線の抜本的改良					
7月16日	重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進について (5) 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について ① 幹線道路網の整備 (ア) 主要地方道一関大東線東山町柴宿から大東町流矢までの抜本的改良	<p>当市は、宮城県、秋田県、三陸沿岸への交通の要衝となっており、この広域的な地域における観光交流人口の増加や物流経路の機能強化を図るためには、各地域を結ぶ幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。</p> <p>また、一関遊水地や宮城県境までの狭あい地区などで国が治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るために、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。</p> <p>については、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 幹線道路網の整備 (ア) 主要地方道一関大東線東山町柴宿（しばじゅく）から大東町流矢までの抜本的な改良整備</p>	<p>要望の区間においては、生出地区及び流矢地区を生出工区として整備を進め、平成 26 年度に整備を完了したところです。</p> <p>同区間の抜本的な改良については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県南広域 振興局	土木部	C : 1

	整備					
7月16日	<p>重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(5) 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について</p> <p>①幹線道路網の整備</p> <p>(イ) 主要地方道一関北上線都市計画道路山目駅前釣山線の事業完了区間以北の早期事業化</p>	(イ) 主要地方道一関北上線都市計画道路山目駅前釣山線の事業完了区間以北の早期事業化	<p>都市計画道路山目駅前釣山線の中央町一丁目から宮前町までの区間については、平成30年度までに整備が完了しました。</p> <p>要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域 振興局</p>	土木部	C : 1
7月16日	<p>重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進につ</p>	(ウ) 主要地方道弥栄金成線弥栄地区から金沢地区までの改良整備	<p>弥栄地区から金沢地区の改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域 振興局</p>	土木部	C : 1

	<p>いて</p> <p>(5) 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について</p> <p>① 幹線道路網の整備</p> <p>(ウ) 主要地方道弥栄金成線弥栄地区から金沢地区までの改良整備</p>					
7月16日	<p>重点要望2</p> <p>道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(5) 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について</p> <p>① 幹線道路網の整備</p>	<p>(エ) 一般県道折壁大原線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大原弘川（はらいがわ）地区から上川原（かみかわら）地区までの改良整備</li> <li>・ 国道284号から室根高原牧場間の未改良区間の改良整備</li> </ul>	<p>一般県道折壁大原線の大原弘川地区から上川原地区間については、抜本的な改良は難しい状況ですが、令和2年度から進めている道路現況等の課題についての地元との意見交換結果を踏まえ、必要な対策を検討していきます。(C)</p> <p>国道284号から室根高原牧場間の改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>なお、室根町折壁地区において、老朽化した大平橋の架け替えを令和6年5月に完成</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 2</p>

	(エ) 一般県道折壁大原線		したところ。(C)			
7月16日	重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進について (5) 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について ①幹線道路網の整備 (オ) 一般県道若柳花泉線涌津字下原、二ツ檀地内の歩道の早期完成	(オ) 一般県道若柳花泉線涌津字下原(しもはら)、二ツ檀(ふたつだん)地内の歩道の早期完成	要望の区間については、涌津工区として令和3年度に歩道整備事業に着手したところであり、引き続き整備を推進していきます。 (A)	県南広域振興局	土木部	A:1
7月16日	重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進につ	② 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進 (ア) 黄海(きのみ)川堤防の改修	黄海地区の北上川堤防は、昭和63年度より事業着手し、平成19年度までに計画高水位の高さで一連区間が概成していますが、県管理区間である支川の黄海川堤防について	県南広域振興局	土木部	C:1

	<p>いて</p> <p>(5) 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について</p> <p>② 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進</p> <p>(ア) 黄海川堤防の改修</p>		<p>は、北上川堤防に比べて低く、洪水時には北上川本川からの背水の影響が懸念される状況です。</p> <p>県が実施する河川改修事業については、未改修区間のうち、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生した箇所や資産が集中している箇所を優先的に進めることとしています。</p> <p>黄海川では近年洪水による家屋浸水被害は発生しておらず、河川改修事業の早期導入は難しい状況ですが、治水機能を維持するために堆積土砂の撤去や支障木の伐採を行うほか、洪水の危険を早い段階で察知できるよう、水位やカメラ映像などの河川情報の提供について引き続き実施していきます。(C)</p> <p>なお、国では、令和元年度、令和3年度に北上川合流点付近の樹木伐採を実施し、洪水時の北上川本川の水位低下を図り、黄海川への背水の影響を低減する対策を実施しています。</p>			
7月16日	<p>重点要望2</p> <p>道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(5) 幹線道路網の整備及び一級河川</p>	(イ) 滝沢川排水機場の整備	<p>県内の河川改修事業については、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生している区間や資産が集中している箇所等において、優先的に進めています。</p> <p>御要望の箇所は、平成23年9月の台風15号、平成24年5月の豪雨及び令和2年7月の豪雨においては北上川の背水により田畑の浸水被害があったものの、家屋の浸水被害</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

	<p>の整備促進について</p> <p>② 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進</p> <p>(イ) 滝沢川排水機場の整備</p>		<p>が無く、冠水した場合の道路のう回路も確保されていることから、排水機場の早期整備については難しい状況です。(C)</p>			
7月16日	<p>一般要望1</p> <p>地域医療体制等の充実について</p> <p>(1) 県立病院医療体制の充実について</p> <p>① 医師の働き方改革に対応しつつ、地域で求められる役割を果たすことができるよう、救急医</p>	<p>県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化しており、地域住民の生命と健康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。</p> <p>特に救急科、麻酔科、産婦人科など24時間対応が求められる診療科において、適切な救急医療体制を構築するためには、更なる医師等の増員を含めた対応が求められております。</p> <p>また、県立千厩病院の常勤医の減少により、東磐井地域の医療体制の崩壊が懸念される状況となっております。</p> <p>については、県立病院医療体制の充実のため、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 医師の働き方改革に対応しつつ、地域で求められる役割を果たすことができるよう、救急医療を始めとした必要な医療提供体制を充実させるこ</p>	<p>医師の働き方改革に対応した医療提供体制の確保については、医師確保や医師の業務のタスクシフト、タスクシェアのほか、宿日直許可の取得等の取組を計画的に実施しているところです。なお、磐井病院については、地域医療確保暫定特例水準であるB水準として特定労務管理対象機関の指定を受け、救急医療を始めとした地域医療の確保に努めているところです。千厩病院についても、県立病院間の広域人事異動システムにより、引き続き現状の診療体制を確保していきます。</p> <p>また、地域医療提供体制を維持していくためには、平日の診療時間内での適正受診や、病状が安定した患者に対するかかりつけ医への紹介等の取組が不可欠であり、患者やその家族、地域住民の理解と協力を得るため、引き続き地元市町村と一体となって、意識醸</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>A : 1</p>

	療を始めとした必要な医療提供体制を充実させること	と	成等の取組を進めていきます。(A)																		
7月16日	<p>一般要望1</p> <p>地域医療体制等の充実について</p> <p>(1) 県立病院医療体制の充実について</p> <p>② 常勤医師等の配置・増員</p>	<p>② 常勤医師等の配置・増員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>常勤医師の配置が必要な診療科</th> <th>常勤医師等の増員が必要な診療科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>磐井病院</td> <td>病理科医</td> <td>産婦人科医、救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医、助産師、総合診療医</td> </tr> <tr> <td>千厩病院</td> <td>整形外科医、脳神経内科医</td> <td>内科医(日当直勤務が可能な医師)</td> </tr> <tr> <td>大東病院</td> <td>脳神経内科医、整形外科医</td> <td>内科医</td> </tr> <tr> <td>南光病院</td> <td>児童青年精神科医</td> <td>精神科医(特にも中堅医師、精神保健指定医)、公認心理師、医療社会事業士(精神保健福祉士)</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	常勤医師の配置が必要な診療科	常勤医師等の増員が必要な診療科	磐井病院	病理科医	産婦人科医、救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医、助産師、総合診療医	千厩病院	整形外科医、脳神経内科医	内科医(日当直勤務が可能な医師)	大東病院	脳神経内科医、整形外科医	内科医	南光病院	児童青年精神科医	精神科医(特にも中堅医師、精神保健指定医)、公認心理師、医療社会事業士(精神保健福祉士)	<p>各病院の御要望のあった診療科については、関係大学に対して常勤医師の配置及び増員を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>このため、地域の医療事情等を考慮の上、診療体制を確保できるように関係大学に要望し、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により診療体制の維持に努めているところです。</p> <p>また、児童青年精神科医は、全国的にも学会認定医の資格を有する者が少ないことから、他病院からの診療応援により診療体制の維持に取り組んでいるところです。</p> <p>県においては、引き続き関係大学を訪問し医師の派遣を要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の確保に取り組んでいきます。(B)</p> <p>医師以外の職員の配置については、今年度も必要な体制を確保しているところであり、引き続き、患者の動向や圏域内の医療機関の</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>A : 1</p> <p>B : 1</p>
病院名	常勤医師の配置が必要な診療科	常勤医師等の増員が必要な診療科																			
磐井病院	病理科医	産婦人科医、救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医、助産師、総合診療医																			
千厩病院	整形外科医、脳神経内科医	内科医(日当直勤務が可能な医師)																			
大東病院	脳神経内科医、整形外科医	内科医																			
南光病院	児童青年精神科医	精神科医(特にも中堅医師、精神保健指定医)、公認心理師、医療社会事業士(精神保健福祉士)																			

			<p>役割と連携の状況等を踏まえながら、体制整備に努めていきます。</p> <p>なお、公認心理師については、全員が公認心理師資格を取得しており、精神保健福祉士については、配置した医療社会事業士のうち6名が取得しており、今後も病院において有資格者を養成することとしています。(A)</p>			
7月16日	<p>一般要望1 地域医療体制等の充実について (2) 奨学金養成医師の適正な配置について</p>	<p>平成20年度に拡充した奨学金制度による養成医師の県内医療機関への配置は、平成28年度から始められ、当圏域には11人の医師が配置されました。しかしながら、当圏域における常勤医師の数は依然として不足しており、また当圏域内でも東西地域で医師の偏在があります。</p> <p>今後においても、県内における深刻な医師不足の解消と、地域及び診療科による医師の偏在の解消が不可欠であります。</p> <p>特に、当圏域は、宮城県北地域と通院、通学等において同じ日常生活圏にあり、県際地域に生活する住民が最善かつ適切な医療を受けられるよう、実態に即した医療体制を構築することが重要となっております。</p> <p>については、奨学金制度による養成医師の配置に関し、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 地域及び診療科による医師の偏在の解消を図ること</p> <p>② 公的基幹病院はもとより、その他の公的医療機</p>	<p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、今年度は、県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計172名の養成医師を配置したところですが、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への優先配置なども踏まえ調整した結果、両磐医療圏には11名の配置となったところです。</p> <p>また、診療科偏在の取組については、産科・小児科を選択した養成医師が地域周産期母子医療センター等で勤務に専念できるよう配置特例を設け、さらに令和2年度から、地域枠養成医師を対象に総合周産期母子医療センターでの専門研修期間の一部を義務履行として認めるとともに、医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠を設け、さらに令和5年度からは、市町村医師養成事業に、産科、小児科、総合診療科に係る7名の地域枠を設置したところです。これらに加え、産科・小児</p>	<p>県南広域 振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 2</p>

		<p>関へ継続的に必要医師数を配置するとともに、医療機関の機能に応じて専門医や総合診療医を適材適所となるよう配置すること</p>	<p>科の即戦力医師の招聘等にも引き続き取り組んでいきます。(B)</p> <p>また、地域病院等の中小医療機関への配置については、配置基本ルールに基づいて、先行して配置する基幹病院で総合診療スキルを習得した後、順次配置を行うこととし、今年度は、県全体で41名の養成医師を配置したところであり、引き続き地域病院等への配置についても、充実を図っていきます。(B)</p>			
7月16日	<p>一般要望1</p> <p>地域医療体制等の充実について</p> <p>(3) 医師の働き方改革を踏まえた地域医療及び救急医療提供体制の確保について</p>	<p>少子高齢化が進展し、医療資源の地域偏在も顕著な状況の中、将来にわたって安心して子育てができ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域医療体制を維持していくことが課題となっております。</p> <p>医師の偏在が根本的に解消されないまま、令和6年4月から医師の働き方改革が実施され、救急医療はもとより、周産期医療や小児医療の提供が困難になるなど、地域医療提供体制の更なる縮小となることが懸念されるところであります。</p> <p>また、当圏域は、宮城県北地域と日常生活圏を同じくしており、県境を越えた医療体制の構築が求められております。</p> <p>地域医療に求められる役割はますます重要になっている一方、医師の高齢化などにより救急医療体制の維持が難しくなっており、この状況は当圏域だけの問題ではないと認識しているところです。</p> <p>このような厳しい状況の中、令和5年2月から岩</p>	<p>① 県境を越えた医療体制の構築に関しては、本年3月に策定した岩手県保健医療計画(2024-2029)において、宮城県と連絡調整を行うとともに、必要に応じて協議・調整の場を設定することとしています。</p> <p>上記計画に沿って宮城県の関係機関(県、市町村、医師会、医療機関など)と調整を行い、県境周辺地域における医療連携体制の構築を図っていきます。(B)</p> <p>② 潜在助産師の復職支援や看護職を目指す学生が利用可能な修学資金貸付制度等により看護職員の安定的な確保と定着の推進に取り組んでいきます。(B)</p> <p>③ 持続可能な地域医療提供体制の確保に向け、医師の働き方改革に対応するために、岩手県医療勤務環境改善支援センターにおけるアドバイザーの派遣などの支援のほか、タスク・シフト/シェアなどの医</p>	<p>県南広域 振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B:4</p>

		<p>手県小児救急医療電話相談事業（#8000）の受付終了時間を「午後 11 時まで」を「翌朝まで」に延長していただいたことは、地域住民の安心と小児救急医療体制の負担軽減につながるものであります。今後とも適正受診の啓発の推進と救急医療の電話相談事業等の取組が拡充されることを期待しております。</p> <p>については、医師の働き方改革に対応し、地域医療提供体制を維持していくため、特段の措置を講じるよう次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 県境を越えた医療体制を構築するため、宮城県と医療体制の連携について協議すること</p> <p>② 医療人材の確保、定着に向けた施策の更なる充実、特に周産期及び小児の医療体制構築のための支援や人材の確保を行うこと</p> <p>③ 県内全域で医師の高齢化などにより初期救急（一次救急）体制を維持することが難しくなっていることから、県として救急医療体制の対応方針を示すこと</p> <p>④ 地域における救急医療体制を補完するために、住民が急な病気などの際に救急車を呼ぶべきか相談できる「救急安心センター事業（# 7119）」について、県内全域を対象として実施すること</p>	<p>師の労働時間短縮に向けた医療機関の取組を引き続き支援していきます。</p> <p>また救急医療機関の果たすべき役割については、地域の実情を踏まえつつ、患者の症状に応じた適切な救急医療を提供する体制の確保に向けて取り組んでいきます。</p> <p>在宅医療については、岩手県保健医療計画（2024-2029）の中で「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」等を位置付けることとされており、こうした取組を通じて、在宅医療の推進に取り組んでいきます。（B）</p> <p>④ 救急安心センター事業（#7119）については、救急医療機関の勤務医等の負担軽減や救急車の適正利用を推進することにより、地域の救急医療体制の確保・充実につながることから、初期救急を担う市町村と調整を図りながら、今後も引き続き導入に向けて検討していきます。（B）</p>			
7月16日	一般要望2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援	<p>岩手県は、広大な面積の大部分が条件不利地域であり、北上川流域の平坦地を中心に、主に製造業の企業誘致が進められてきた経緯があります。中山間地域や山間地域である条件不利地域は人口減少や少子</p>	<p>I T関連産業は、DX等の加速によって重要性が増しており、全国的に誘致活動が活発化しています。</p> <p>県では、令和3年3月に「いわてI T産業</p>	県南広域振興局	経営企画部	B：1

<p>について</p> <p>(1) I T 関連企業等の非製造業を対象とした支援制度及び均衡ある働く場の確保について</p> <p>① I T 関連企業等の非製造業の誘致を進めるため、非製造業を対象とした支援制度を創設すること</p>	<p>高齢化が進み、地域内の生産力の低下、経済活動の鈍化、担い手不足や限界集落などといった課題も生じている現状にあります。</p> <p>当市では、女性や若者の地元定着と人口減少対策を図るため、「100 億円を売り上げる企業を 1 社誘致するだけでなく、1 億円を売り上げる企業を 100 社つくる」ことを目指し、仕事の種類や働き方の多様性の確保だけでなく、住まいに近いところに働く場を創出する施策に取り組んでおります。その 1 つとして、I T 技術に関するノウハウを有した地域活性化起業人及び地域おこし協力隊を市内企業に派遣し、企業の D X の推進のための取組を行っておりますが、企業からのニーズが非常に高まっており、今後さらに I T、A I の需要が増えてくるものと感じております。</p> <p>また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税免除の適用は、国において設備投資を促すための国策として実施しているものであることから、岩手県としても、自治体単位の支援区分に加え、自治体内の地域ごとの実情に対応した支援制度の見直しが必要なものと考えます。</p> <p>については、I T 関連企業等の非製造業を対象とした支援制度及び均衡ある働く場の確保のため、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① I T 関連企業等の非製造業の誘致を進めるため、非製造業を対象とした支援制度を創設すること</p>	<p>成長戦略」を策定し、時機を捉えた I T 関連産業の誘致や、産業の高度化に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>誘致の実現に向けては、企業立地促進奨励事業費補助金において、一定の投資や雇用など、経済波及効果が高いものを支援の対象としているところであり、ソフトウェア業も対象業種としています。</p> <p>非製造業を対象とした支援の在り方については、限られた財源の効果的な活用を前提としつつ、他県との競争力の比較、業界や産業の動向、地域の実情等を勘案した制度の見直しなど、より良い方策を検討していきます。(B)</p>			
--	--	---	--	--	--

7月16日	<p>一般要望2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について</p> <p>(1) IT関連企業等の非製造業を対象とした支援制度及び均衡ある働く場の確保について</p> <p>② 企業立地促進奨励事業費補助金について</p>	<p>② 県の企業立地促進奨励事業費補助金において、一関市は工場等の新設のみが対象となっているが、過疎法の固定資産税免除の適用を受ける旧花泉町、旧大東町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村、旧川崎村及び旧藤沢町については、工場等の新設に加えて増設の場合も対象とすること</p>	<p>企業誘致に係る補助や、過疎地域の振興につながる施策については、全県的な視点に立ち、限られた財源の効果的な活用を前提としつつ、他県との競争力の比較、業界や産業の動向、地域の実情等を勘案して、より良い方策を検討していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>
7月16日	<p>一般要望2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について</p> <p>(2) 高校生の就職を支援する就業支援員等の適正配置に</p>	<p>若者の能力向上と就業促進を図るため、平成17年度に県が設置したジョブカフェ一関については、令和4年度までは県と市の共同で運営、令和5年度からは市が単独で運営し、県では一関市及び平泉町を担当範囲とする就業支援員2名を配置してきたところです。</p> <p>令和4年度までにおいては3名の就業支援員が配置されていたのに対し、現在は2名に減員されており、この就業支援員の配置数は、高校卒業予定の求職者が盛岡に次いで多い当地区においては、十分とは</p>	<p>就業支援員は、県内就職促進や職場定着支援等に資するため、就職希望の高校生への進路相談や面接指導、未内定者の就職支援などを行うこととしており、一関地区には2名配置しています。</p> <p>また、県内就業・キャリア教育コーディネーターは、就職・進学に関わらず全ての高校生が県内企業・県内産業の理解を深めるため、企業ガイダンスやキャリア教育のコーディネートなどを行うとともに、就業支援員の</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>

	<p>ついて</p> <p>いえない状況になっております。</p> <p>新規高卒者の就職については、少子化により生徒数が年々減少しているものの、地元就職に向けた支援のニーズは複雑化しているのが現状です。さらに、当地区は、宮城県との県境に位置し、地元の新規高卒者が県外に流出しやすく、地元への就職率は県内で最も低い状況にあります。</p> <p>このことから、市内の関係機関が連携し、「新規学校卒業・修了者の雇用に関する共同宣言活動」などに取り組み、地元への就職・定着のための活動を行っているところです。</p> <p>については、当地区の高校生に対する就職支援の更なる充実を図り、一人でも多くの高校生が地元で就職するよう、一関地区を担当する就業支援員の増員又は県内就業・キャリア教育コーディネーターの専任配置について、要望します。</p>	<p>フォローを行うこととしており、県南地区には2名を配置しています。</p> <p>就業支援員及び県内就業・キャリア教育コーディネーターの適正配置については、管内高校からの対応依頼内容や業務量のほか、社会情勢等を踏まえ、就業支援員等に求められる役割等を把握・勘案し、検討していきます。</p> <p>(B)</p>				
7月16日	<p>一般要望2</p> <p>まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について</p> <p>(3) 県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定の改定について</p>	<p>人口減少と急激な少子化を背景に、「中学生が多様な学校や学科を選択できて、進路希望を実現」できる県立高等学校の再編が進む中、若者が地方で地元で活躍できるようにするためには、地域の関心を集める魅力のある高等学校と、世界で活躍できる人材の育成の両方が必要となっております。</p> <p>当市には、高等学校や高等教育機関が多く所在している環境から、学生が多く集まり、様々な分野で活躍する人材の育成につながってきた現状がありますが、急激な少子化は、高等学校の生徒数の減少にも影響を及ぼしております。</p>	<p>「県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定」は、岩手県教育委員会と宮城県教育委員会が県境隣接地域に住所を有する者の県外県立高校への入学志願の取扱いについて締結したものであり、県境に居住する生徒が自分の居住している県の高校よりも、隣接県の高校の方が通学にも、学習にもふさわしいと判断し受検する場合、当該生徒が公共の交通機関を利用して無理なく通学することが可能であることを前提として、出願する高校の学区内として受検を認めるものです。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>

		<p>このような中、当市では、生徒の下宿費用の助成や学生寮の整備に係る補助を行い、当市に所在する高等学校で学びたいという意欲のある生徒の確保と負担軽減に努めるとともに、多くの学生が集まり日常的な研鑽が行われる魅力ある高等学校の維持に取り組んでおります。</p> <p>一方、岩手宮城県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定においては、合併前の市町村を単位とし、現在の市町村の単位とずれが生じていることで、生活圏を同じくする宮城県の生徒の進路選択の妨げとなっており、岩手県で活躍できる人材の確保につながっていない現状にあります。</p> <p>については、岩手宮城県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定について、現在の合併前旧市町村を単位とするものから現行の市町村を単位とするものに、範囲を拡大し改定するよう要望します。</p>	<p>本協定の指定地域が現行の市町村単位とずれが生じていることへの御要望について、宮城県教育委員会と意見交換を行っていきます。(B)</p>			
7月16日	<p>一般要望2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (4) 結婚活動支援について</p>	<p>当市では、人口減少を少しでも緩やかにするため、結婚活動支援に取り組んでおり、結婚を希望する独身男女の出会いの場の提供（市内イベントや宮城県を含む近隣4市町合同イベント）や縁結び支援員（ボランティア）による出会いの仲介支援、支援窓口設置による相談対応を行っております。</p> <p>また、企業、団体等が実施する独身男女の出会いの機会を提供する事業に対する補助やいきいき岩手サポートセンターの会員登録料補助、新婚世帯に対する経済的負担の軽減を図るための家賃等補助の支援も行っております。</p>	<p>県では、今年度、「結婚支援企業・地域連携推進事業」として、企業や地域と連携した出会いイベントを広域振興圏ごとに実施する予定としており、様々な主体と連携しながら、更なる出会いの機会の創出等に取り組んでいくこととしています。</p> <p>こうした、広域振興圏単位での出会いイベントに取り組みながら、地域の実情に応じた取組が推進されるよう、好事例の横展開も図っていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 1</p>

		<p>県においては、いきいき岩手サポートセンターを設置し、マッチングシステムを導入した会員制による出会い仲介支援や企業、地域と連携した出会いイベントを県内広域で行っておりますが、当市が行った結婚を希望する独身者を対象としたアンケートでは、結婚活動支援として、近隣自治体も対象とする広域的な婚活イベントの開催を求める意見が多いことから、更なる出会いの機会の創出と結婚活動支援の充実を図る必要があると考えます。</p> <p>については、県内全域に加え、当市と隣接する宮城県域も範囲とした広域的な婚活イベントの開催を要望します。</p>				
7月16日	<p>一般要望2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (5) 企業版ふるさと納税に係る税額控除特例措置の延長について</p>	<p>当市における企業版ふるさと納税は、令和3年度以降、のべ12件、3億3,500万円余に達しており、地方創生プロジェクトを基に策定した「一関市地域再生計画」に位置付ける「一関市まち・ひと・しごと創生推進事業」のうち「地域の稼ぐ力を高め、仕事と豊かな暮らしを創出し、市内外から人が集うまちをつくる事業」への充当を主として、地域経済の強化、働く場やまちの賑わい、新しい人の流れの創出に大きく寄与しております。</p> <p>しかしながら、企業の寄附に係る法人関係税の税額控除の適用期限は令和6年度末までとなっており、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局においては、自治体の要望等を踏まえ、令和7年度以降の延長に向けた検討が必要とされたところです。</p>	<p>地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、令和2年度の制度改正において、税額控除割合の引き上げ、地域再生計画に記載する事業の大括り化による手続の簡素化などの拡充が行われ、寄附件数及び寄附額が伸びている状況にあります。官民協働による地方創生の充実・強化に向けた重要な施策となっていることから、県では、令和6年6月7日の国に対する「令和7年度政府予算提言・要望」において、令和6年度までとなっている制度の適用期限の令和7年度以降への延長及び制度の自由度の拡大等について要望を行ったところです。</p> <p>国では、令和7年度税制改正大綱において、制度の適用期限を3年延長するとされた</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A：1</p>

		<p>については、地方創生の推進を目的に制度化された企業版ふるさと納税について、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、法人関係税の税額控除の令和7年度以降の延長について、国に働きかけるよう要望します。</p>	<p>ところです。(A)</p>			
7月16日	<p>一般要望2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (6) 広域での公民連携の推進について</p>	<p>人口減少が加速していく中、多様化する地域の課題に行政だけで対応していくことは困難な状況であり、当市においても、企業や金融機関などの多様な主体との連携を進めております。</p> <p>全国では、企業、金融機関、地方公共団体等において公民連携の地域プラットフォームを形成し、PPP/PFI事業のノウハウの習得や、公民連携による事業形成能力等の向上を図り、具体的な事業形成につなげていく事例もあります。</p> <p>この取組は、一つの自治体で進めるよりも、広域的な範囲で進めることで、多種多様な主体が参画し、異業種間のネットワークの形成や 公民連携を推進していく人材の育成に寄与することから、より効果的な事業形成やマッチングの機会の増加につながるものと考えられます。</p> <p>東北エリアにおいても、青森県、秋田県、宮城県において、県と市町村が構成員になっている広域での地域プラットフォームが形成されております。</p> <p>については、県全体で一体的に公民連携の取組を推進していくため、次の事項について要望します。</p> <p>記</p> <p>① 国の地域プラットフォーム形成支援事業を活用</p>	<p>県では、公共サービスの質の向上や、より効率的・効果的な行政の推進に当たっては、多様な主体との連携・協働や民間活力の導入など様々な事業手法の中から最適な方法を選択し、事業を進めていくことが重要であると考えています。</p> <p>そのため、県では、内閣府及び国土交通省が事務局となり産官学金等で構成する「東北ブロック・プラットフォームコアメンバー会議」に加え、盛岡市が金融機関等と構成する「もりおかPPPプラットフォーム会議」に参加しているところであり、当面、この枠組みを活用しながら導入案件の形成能力の向上や実務的な知見の集積を行っていくこととしています。(B:2)</p>	<p>県南広域 振興局</p>	<p>総務部</p>	<p>B:2</p>

		<p>し、岩手県を代表者とした、地域の事業者、県内の自治体等が参画する地域プラットフォームの形成を進めること</p> <p>② 県で進める地域プラットフォームは、プラットフォーム形成後も国からの支援を受け、実効性のあるプラットフォームとしていくため、PPP/PFI 地域プラットフォームの協定制度を国と締結できる形とすること</p>				
7月16日	<p>一般要望3</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>(1) 原木しいたけ産地再生への支援について</p>	<p>原発事故による放射性物質汚染は、震災から13年を経過した現在もなお、当市に大きな被害を与えております。</p> <p>牧草、稲わら、堆肥の農林業系汚染廃棄物については処理が進まず、現在、埋設一時保管している学校校庭等の除染による除去土壌や汚染された道路側溝土砂については、国の処理基準が未だ示されていないことなどにより、市内全域で処理ができない状況にあります。</p> <p>このような実態を踏まえ、県においては、次の事項について、迅速かつ万全の措置と明確な方針を示すよう、国並びに東京電力に働きかけるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 原木しいたけ産地再生への支援について</p> <p>① 新規参入者と規模拡大意向者に対しても、震災前の原木価格水準に見合った原木購入費の掛り増し賠償の実現に向けた強力な支援を実施す</p>	<p>原木しいたけの産地再生を図るためには、原木を安定的に供給するとともに、新規参入者の確保と規模拡大を推進することが重要だと考えています。</p> <p>このことから、県では、</p> <p>① 新規参入者や既存生産者の規模拡大部分の原木価格高騰分の掛り増しの賠償について、国と東京電力に対して実施を強く要望していきます。(B)</p> <p>② 良質な原木の確保と適期納入については、県森林組合連合会など関係団体と連携し、毎年度、植菌時期までに他の地域から原木が適期に供給されるよう取り組んでいきます。(A)</p> <p>③ 財物賠償について、東京電力に対し、実態に即した十分な賠償が行われるよう引き続き強く求めていくとともに、国に対しても、東京電力を指導するよう要望していきます。(B)</p>	<p>県南広域 振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>A : 1 B : 3</p>

		<p>ること</p> <p>② 翌年以降の植菌作業に向けての良質な原木の確保の継続と、課題となっている植菌適期内の原木の納入の実現へ向けた実態に即した支援を実施すること</p> <p>③ 立木等に関し、福島県と同様の財物賠償の実現に向けた支援を実施すること</p> <p>④ 放射性物質の影響を低減させるために義務付けられている、原木しいたけの栽培工程管理の簡素化に向けた支援を実施すること</p>	<p>④ 県では、国の「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」に基づき、平成 25 年 10 月に「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要領」を策定し、しいたけ生産者を指導しています。</p> <p>この実施要領については、研究機関による調査結果等の知見を踏まえ、令和 4 年 5 月に栽培工程管理の一部簡素化を図ったところであります。</p> <p>今後も、適切な栽培工程管理の実施に向け、放射性物質濃度の推移に関する研究を続けていきます。(B)</p> <p>今後においても、国と東京電力に対する要望を継続するとともに、原木しいたけの生産者に対する、きめ細やかな支援を行い、産地再生に取り組んでいきます。</p>			
7 月 16 日	<p>一般要望 3</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処</p>	<p>(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援について</p> <p>① 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援を実施すること</p>	<p>国においては、8,000Bq/kg 以上の農林業系汚染廃棄物の処理に関し、定期的に貴市を訪問のうえ、技術的支援がなされているものと承知しており、継続的な支援を要請していきます。</p> <p>また、県では、8,000Bq/kg 以下の農林業系汚染廃棄物に係る処理方法の一部が、国のガイドラインに示されていないため、平成 24 年に「放射性物質に汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン」を策定</p>	県南広域 振興局	保健福 祉環境 部	B : 1

	<p>理への支援について</p> <p>① 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援を実施すること</p>		<p>し、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場に埋め立てる処理方針を示すなど支援を行ってきたところです。県としても、引き続き早期の処理完了に向けた支援を行っていきます。</p> <p>なお、8,000Bq/kg以下の農林業系汚染廃棄物の処理費用については、国に対し、期限を付すことなく、処理が終了するまで焼却処理や最終処分場での処理等に必要となる費用の財政措置を講ずるよう要望しています。</p> <p>(B)</p>			
7月16日	<p>一般要望3</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援について</p> <p>② 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴</p>	<p>② 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴い、一時保管施設の維持補修の助成など、保管施設としての機能を保つための全面的な支援を実施すること</p>	<p>県では、利用自粛牧草等処理円滑化事業(県単)により、保管の長期化が見込まれる牧草、稲わら、堆肥の一時保管について、施設の維持管理にかかる経費を支援しており、東京電力ホールディングス株式会社へ全額賠償請求しているところです。</p> <p>また、国に対し、期限を付すことなく、農林業系副産物の処理等にかかる費用の財政的措置を講じるよう要望しており、引き続き様々な機会を通じて必要な対策を求めています。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B : 1</p>

	い、一時保管施設の維持補修の助成など、保管施設としての機能を保つための全面的な支援を実施すること					
7月16日	一般要望3 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (3) 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援について	(3) 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援について 産地直売関係者や消費者との食品の安全に関する情報の共有による風評被害の防止及び積極的な販売促進の支援を実施すること	県では、食の安全安心を確保することが重要と考えており、流通関係者が出荷前に自主検査を行うよう指導するとともに、必要に応じて県による精密検査の実施と検査結果の速やかな公表により、風評被害の防止に努めています。 また、山菜等の販売促進については、県の出荷前検査、定期検査、モニタリング検査を迅速に行い、産直等で旬の山菜が速やかに販売されるよう、市と連携して取り組んでいきます。(B)	県南広域振興局	林務部	B : 1
7月16日	一般要望3 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物	(4) 損害賠償の迅速化について ① 風評被害を含めた損害賠償請求を産地直売関係者などが迅速かつ万全に行うための現地相談員を配置すること	① 産直施設は農協、会社組織、個人あるいは任意グループにおいて運営されているなど、多様な経営形態であるほか、賠償請求に必要な過去の販売実績等の書類の整備状況も異なっていることから、産直	県南広域振興局	農政部	B : 1

	<p>質汚染対策について</p> <p>(4) 損害賠償の迅速化について</p> <p>① 風評被害を含めた損害賠償請求を産地直売関係者などが迅速かつ万全に行うための現地相談員を配置すること</p>		<p>組織ごとの実情に応じたきめ細かな対応が重要と考えています。</p> <p>こうしたことから、国に対し、産直組織などの被害の実態に即した十分な賠償を行うことを東京電力に対して指導するよう要望しているほか、直接、東京電力に対し、現場の声を十分に聴き、個々の事情を考慮して誠意ある対応をとるよう繰り返し求めているところです。</p> <p>なお、県では、広域振興局等が窓口となり、産直組織の損害賠償請求に関する相談対応を行っているほか、必要に応じ県弁護士会相談窓口を紹介するなどの対応を行っています。(B)</p>			
7月16日	<p>一般要望3</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>(4) 損害賠償の迅速化について</p> <p>② 未払いとなっている</p>	<p>② 未払いとなっている行政請求分の支払いを早期に実施すること</p> <p>③ 損害賠償請求に要した事務経費を賠償対象経費へ追加すること</p>	<p>② 県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は一義的に東京電力が負うべきものと考え、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応じるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところです。</p> <p>令和6年度も第16次請求として、市町村及び一部事務組合等と一括して東京電力に対し請求書を手交し、迅速な支払いを求めることとしています。</p> <p>さらに、直接交渉だけでは東京電力からの賠償が期待できない請求分については、</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>総務部</p>	<p>B : 2</p>

	<p>行政請求分の支払いを早期に実施すること</p> <p>③ 損害賠償請求に要した事務経費を賠償対象経費へ追加すること</p>		<p>市町村等と協調し、原子力損害賠償紛争解決センターに対して4次にわたって和解仲介の申立てを実施し、同センターにおける審理を通じて、被害の実態に即した速やかな賠償を求めてきたところです。</p> <p>また、国に対しても、放射線影響対策について県及び市町村の負担とならないように全面的な対応を講ずることや、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに原子力損害賠償紛争解決センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力を国が指導するなど、必要な措置を講じることを要望しています。</p> <p>(B)</p> <p>③ 『東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針』では、賠償の対象に係る項目に事務経費は明記されていませんが、明記されていないものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとされています。東京電力に対しては、これまでも、知事による直接要請をはじめ、十分な賠償を迅速に行うよう求めています。</p>			
--	--	--	---	--	--	--

			<p>また、国に対しても、県及び市町村が負担した経費について十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力を指導するなど、必要な措置を講じることを要望しており、今後も、様々な機会を捉えて要望を行っていきます。(B)</p>			
7月16日	<p>一般要望3 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (5) 側溝土砂の処理基準の提示と支援制度の創設について</p>	<p>(5) 側溝土砂の処理基準の提示と支援制度の創設について 放射性物質に汚染された側溝土砂の処理基準の速やかな提示及び汚染土砂の処理に対する財政的な支援を実施すること</p>	<p>放射性物質に汚染された側溝土砂の処理基準の提示については、国に対し、除去土壌の処理基準を示すよう継続して要望しています。</p> <p>汚染土砂の処理に対する財政的な支援については、国に対し、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金（道路側溝堆積物撤去・処理支援）と同様の財政措置を講ずるよう要望しています。</p> <p>なお、国庫補助対象外となる側溝土砂の一時仮置場の設置に要する経費について、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業（県単）」により支援しています。(B)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B：1
7月16日	<p>一般要望3 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物</p>	<p>(6) 学校施設の校庭などに埋設保管している除染による除去土壌の処理方針について 学校施設の校庭などに埋設一時保管している除染による除去土壌の処理基準を速やかに提示</p>	<p>県では、対応が長期化している除染土の処理について、岩手県原発放射線影響対策の取組の課題としており、除染土壌の処理基準の早期提示等について、国への要望を行っています。</p>	県南広域振興局	県南教育事務所	B：1

	<p>質汚染対策について</p> <p>(6) 学校施設の校庭などに埋設保管している除染による除去土壌の処理方針について</p>	<p>すること</p>	<p>今後も、関係市町村と緊密な連携体制を維持し、情報交換等を行うとともに、引き続き国に対して、除染土壌の処理基準の早期提示等について要望していきます。</p> <p>(B)</p>			
<p>7月16日</p>	<p>一般要望4</p> <p>水道施設整備と生活用水確保への財政支援について</p> <p>(1) 過疎債及び辺地対策事業債について、旧簡易水道事業と統合した上水道事業の施設更新についても対象とする</p> <p>とともに、旧簡易水道</p>	<p>水道は、市民生活や産業活動に不可欠な社会基盤であり、安全な水道水の安定供給のため、信頼性の高い水道施設の整備と財政基盤の強化が求められています。</p> <p>当市では、平成29年(2017年)4月に簡易水道事業を水道事業に統合しましたが、地理的条件に恵まれない中山間地域では施設の統廃合が困難な状況にあり、統合に伴う企業債残高と減価償却費の大幅な増加により、財政基盤も大きく弱体化しております。</p> <p>さらに、人口減少による料金収入の低下や老朽施設の更新需要の増大により、水道事業の経営環境は今後一層厳しくなると見込まれ、経費削減努力のみで必要な資金を確保するのは極めて困難となっております。</p> <p>また、当市においては、水源の確保が難しく、配水管の延伸による水道供給が技術的、物理的に困難</p>	<p>県ではこれまで過疎対策事業債の必要額の確保など各種財政措置の維持・拡充について要望してきたところであり、令和3年度においては、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行等に伴い、過疎及び辺地対策事業債について、簡易水道事業を統合した上水道事業のうち旧簡易水道事業施設が、両事業債の対象経費に追加されたところです。</p> <p>また、水道事業に係る財政支援については、これまで全国過疎地域連盟を通じて、上水道等の安定的経営に向けた必要な財政措置の拡充や高料金対策への支援の充実等を国に要望するとともに、県でも令和6年6月の「令和7年度政府予算提言・要望」により水道の基盤強化に係る予算の確保について要望しています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>

	<p>事業の高料金対策に要する繰出金に係る地方財政措置について、統合前基準額により措置を継続するよう国に対し要望すること</p>	<p>な水道未普及地域では井戸等の自家水源を使用していることから、生活用水確保のため、水質検査や深井戸整備、浄水施設設置に対する助成を行っています。衛生的で安定した生活用水の確保は大きな課題であり、他の自治体においても同様の助成制度を設けている現状にあります。</p> <p>については、水道事業の安定経営と市民の衛生環境向上を図るため、次の事項について要望します。</p> <p>記</p> <p>(1) 過疎債及び辺地対策事業債について、旧簡易水道事業と統合した上水道事業の施設更新についても対象とするとともに、旧簡易水道事業の高料金対策に要する繰出金に係る地方財政措置について、統合前基準額により措置を継続するよう国に対し要望すること</p>	<p>引き続き、市町村の実情を伺いながら、水道事業の基盤強化をはじめとした各種財政・措置の維持拡充について、国に必要な働きかけを行っていきます。(B)</p>			
7月16日	<p>一般要望4 水道施設整備と生活用水確保への財政支援について (2) 生活基盤施設耐震化等交付金「水道管路緊急改善事業」の対象となる管路</p>	<p>(2) 生活基盤施設耐震化等交付金「水道管路緊急改善事業」の対象となる管路の更新事業について、「基幹管路に布設されている管路」とされている要件を、基幹管路以外の配水管も対象とするよう国に対し要望すること</p>	<p>水道事業は地方公営企業法の全部適用事業であり、独立採算が原則とされていますが、県としては、重要なライフラインであることから国による支援が必要であると認識しており、様々な機会を捉えて国庫補助制度の拡充や必要な予算の確保等について要望してきたところです。</p> <p>令和6年度に水道行政が厚生労働省から国土交通省（一部環境省）に移管されたことに伴い、「水道管路緊急改善事業」も国土交通省所管の「防災・安全交付金」の対象となりましたが、令和7年度の政府予算</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 1</p>

	<p>の更新事業について、「基幹管路に布設されている管路」とされている要件を、基幹管路以外の配水管も対象とするよう国に対し要望すること</p>		<p>要望においても国庫補助制度の拡充について国に要望したところであり、今後も引き続き、必要な財政的支援の拡充等について国に働きかけていきます。</p> <p>なお、本県における水道管路緊急改善事業では、配水支管（基幹管路以外）に区分される配水管についても、水道事業者等が水道統計などにより配水本管として対外的に公表している場合は交付対象（基幹管路）として運用しているところです。（B）</p>			
7月16日	<p>一般要望4 水道施設整備と生活用水確保への財政支援について (3) 水道施設の統廃合により廃止となった施設の撤去に要する費用について、財政支援制度を創設す</p>	<p>(3) 水道施設の統廃合により廃止となった施設の撤去に要する費用について、財政支援制度を創設するよう国に対し要望すること</p>	<p>水道事業は地方公営企業法の全部適用事業であり、独立採算が原則とされていますが、県としては、重要なライフラインであることから国による支援が必要であると認識しており、様々な機会を捉えて国庫補助制度の拡充や必要な予算の確保等について要望してきたところです。</p> <p>令和7年度の政府予算要望でも、施設整備に要する予算の確保と国庫補助制度の拡充について国に要望したところであり、今後も引き続き、必要な財政的支援の拡充等について国に働きかけていきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B：1</p>

	るよう国に 対し要望す ること					
7月16日	一般要望4 水道施設整備と生活用水確保への財政支援について (4) 当市が行う生活用水確保支援事業に対する財政支援制度を創設すること	(4) 当市が行う生活用水確保支援事業に対する財政支援制度を創設すること	生活用水確保に対する新たな財政支援制度の創設について、国では自家水施設等の生活用水は、個人資産となるため補助対象とすることは困難としているところですが、水道未普及の解消が困難な地域での水供給について、国の新水道ビジョンでは、水道の布設に拘らない多様な手法での水供給を掲げ、現在、国や民間企業が連携し、多様な水供給に関する調査・研究が進められているところです。 国に対しては、本県の地域事情や要望について伝えていくとともに、こうした研究等の状況も注視していきます。(C)	県南広域 振興局	保健福 祉環境 部	C : 1
7月16日	一般要望5 流域下水道に係る負担金の見直しについて	当市では、昭和56年度以降、流域下水道事業に関連した公共下水道事業に着手し、人口規模の変動や住宅建設などの状況に合わせ、段階的に計画を見直しながら整備を進めてきております。 しかしながら、事業を取り巻く環境は、着手当時の想定に比べ大きく変化しており、特に人口減少の影響により有収水量の大きな増加は見込めない状況であることから、当市では、公共下水道事業の令和8年度までの整備区域を縮小し、長期計画においても見直しを予定しているところであります。	(1) 令和4年度から令和6年度までの維持管理負担金を定めた現覚書は、関連市町と協議を行い全ての市町から書面による同意を得て締結しました。令和7年度以降の維持管理負担金の算定については、電気料の高騰等による影響を加味した分析や決算状況等の検証を行い、関連市町合同の説明会で詳細な説明及び協議を行うほか、必要に応じて個別に説明してまいります。(A)	県南広域 振興局	土木部	A : 2

		<p>このような状況下において、令和6年3月の岩手県流域下水道連絡会議で示された令和7年度以降の流域下水道投資財政計画の見通しにおける維持管理負担金収入は、これまでの額を大きく上回っており、関連市町にとって大変な財政負担となるものであります。</p> <p>については、関連市町の現状を踏まえた流域関連公共下水道事業となるよう、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 流域下水道維持管理負担金の改定に当たっては、決算状況等の検証を行い、関連市町へ詳細な説明及び協議を行うとともに、急激な増額はしないこと</p> <p>(2) 施設や設備の更新に当たっては、今後見込まれる処理量に見合った規模となるよう、関連市町と事前協議を行い、事業費の低減や平準化に努めること</p>	<p>(2) 施設や設備の改築更新については、ストックマネジメント計画に基づき実施しており、稼働実績や将来見込みも考慮しつつ可能な限りコスト削減を図りながら設計し工事を進めています。今後も老朽化に伴う改築更新が必要な状況ではありますが、改築更新にあたっては将来需要も踏まえた必要規模を勘案した適切な改築更新となるよう努めてまいります。(A)</p>			
7月16日	一般要望6 地デジ県内放送の難視聴対策について	<p>当市では、県内の地上デジタル放送が全世帯で視聴可能になるよう、国等による施策を活用し、中継所の整備、共同受信施設の新設などの対策を講じてまいりました。</p> <p>しかしながら、山間部であることに加えて県境に位置することから、県内テレビ放送の受信困難世帯の解消には至っておりません。また、テレビ共同受信組合が保有する施設においては、回線設備などの</p>	<p>(1) 地上デジタル放送移行に伴う難視聴対策については、国においてワンセグ波による視聴も含め、放送事業者等と連携し実施されてきたところです。</p> <p>この結果、県内の対象世帯については、平成27年3月までにその対策を完了したものとされており、現在、国の支援制度はない状況です。</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 3

		<p>老朽化が進む一方、施設の改修経費が高額なため、施設改修が困難な状況となっております。</p> <p>さらに、テレビ放送は災害情報などの住民の生命、財産の確保に必要な情報を提供するといった重要な役割を果たしているにもかかわらず、同じ情報を得るために、受信が不利な地域では受信設備を整備しなければならず、より大きな負担を強いられる状況となっております。</p> <p>については、総務省が行っているデジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会などの内容を踏まえ、次の事項について国及び放送事業者に働きかけるとともに、財政支援制度を創設するよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 受信困難世帯の解消に向けた抜本的な受信対策を検討するとともに、市で実施可能な受信環境改善策を目的とした財政支援制度を創設すること</p> <p>(2) 地上波を直接受信することができる世帯と同等の負担となるように、テレビ共同受信施設の維持管理費及び老朽化に伴う施設改修費に対する財政支援制度を創設すること</p> <p>(3) これまで実施してきた受信対策の課題を整理し、住民負担が生じないよう配慮した上で、地上波の代替手段の検討を進めること</p>	<p>県としては、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助を実施しています。(B)</p> <p>(2) 共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、これまでも国に対し、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について要望しており、令和6年6月の「令和7年度政府予算提言・要望」により要望したところです。</p> <p>県の支援策としては、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助を実施しています。</p> <p>なお、国においては、市町村が共聴施設のブロードバンド等による代替又は同軸ケーブルから光ファイバケーブルへの改修等による高度化を実施する場合に必要な経費の一部を補助する事業(地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業)を実施する見込であり、積極的な活用に向けて各市町村へ該当事業についての周知を行っているところです。</p> <p>今後も市町村と連携し、県内の共聴施設の実状把握に努めるとともに、引</p>			
--	--	---	---	--	--	--

			<p>き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。(B)</p> <p>(3) 地上波の代替手段については、国の動向や議論を注視しながら、引き続き適切なあり方について検討していきます。(B)</p>			
7月16日	<p>一般要望7</p> <p>持続可能な農林業への支援について</p> <p>(1) 水田活用の直接支払交付金の産地交付金の予算配分等について</p>	<p>産地交付金は、国から都道府県に対して配分する資金枠の範囲内で交付されておりますが、令和4年度の県から一関地方農業再生協議会（構成市町：一関市、平泉町）に対する最終配分（地域枠）は、転換作物拡大加算の廃止等により取組面積が増えたにもかかわらず大幅な減額となり、これに伴い取組単価を減額変更しており、また、昨年度においても、取組単価を以前の水準に戻すことはできませんでした。</p> <p>今年度の当初配分（地域枠）についても、昨年度の畑地化の実績に伴う調整を考慮しても、減額となっているところです。</p> <p>当交付金は、水田の有効活用や稲作と他作物を組み合わせた収益性の高い水田農業の推進、地域の振興作物の支援、耕畜連携による畜産振興など、中山間地を多く抱える当地域の特色を生かした産地づくりの取組に大きく寄与してきたところであり、今後、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の取組にも影響するものであり、その存在はより重要になっていると考えます。</p>	<p>① 県では、産地交付金について、水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、地域振興作物の生産の取組等、地域の特色を生かした魅力的な産地づくりに有効と考えており、これまでも、国に対して、産地交付金を含む経営所得安定対策等について必要な予算を十分に措置するよう要望してきたところです。(B)</p> <p>② 制度改正等にあたっては、地域の中心的な担い手や法人などの大規模経営体をはじめとする、中長期的な営農計画のもとに農業経営を展開している経営体に対して十分な周知期間を設けるとともに、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じるよう、国に求めているところです。</p> <p>今般、国は、水田政策について令和9年度から根本的に見直す方針を示したことから、県では、国の動向を注視しながら、地域の実情を十分に踏まえ、農業者が将来にわたって安心して営農に取り組</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B : 2</p>

		<p>については、今後も特色のある産地づくりに向けた取組を推進するため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 水田活用の直接支払交付金の産地交付金の予算配分等について</p> <p>① 地域で活用方法を検討できる産地交付金について、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成の予算が不足した際に産地交付金の一部を利用する運用を改め、取組面積に応じて当初から十分な予算を確保すること</p> <p>② 産地交付金をはじめとする水田活用の直接支払交付金の大幅な見直しを行う場合は、地域の中心的な担い手や法人などの大規模経営体が営農計画の見直しに対応できるように十分な周知期間を設けるとともに、物価高騰など社会状況が急激に変化し、その状況下で見直しを行った結果、農業者の経営を著しく悪化させることが見込まれるときは、見直しの撤回や実施時期の再検討など、農業者に寄り添った対応を行うこと</p>	<p>むことができる制度となるよう国に働きかけていきます。(B)</p>			
7月16日	<p>一般要望7</p> <p>持続可能な農林業への支援について</p> <p>(2) 基盤整備事業の着実な推進と予</p>	<p>当市は、中山間地域を多く抱え、水田整備率は東北の中で最も低い岩手県平均から更に10%以上低い現状となっております。</p> <p>また、当市では現在、14地区で基盤整備事業が実施されておりますが、必要予算に比して配分予算が少ないことから、事業完了が遅れ、事業費総額が</p>	<p>県では、ほ場整備事業への要望が多く寄せられている中、ほ場整備事業に予算を重点化するとともに、事業費が増嵩する中での建設コストの縮減を図りながら、地域のニーズに応じた基盤整備が早期に進むよう計画的に取り組んでいきます。</p> <p>国の農業農村整備事業関係予算について</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B : 1</p>

	算確保について	<p>増大し、地元負担も大きくなる傾向が続いております。</p> <p>については、基盤整備事業の着実な推進と予算確保について、要望します。</p>	<p>は、令和6年度当初予算と令和5年度補正予算を合わせた実質的な執行予算として、対前年比102%の6,240億円が措置されています。</p> <p>一方、本県の農業農村整備関係予算は、令和6年度当初予算に令和5年度補正予算を加えた実質的な執行予算として、前年比102%を確保しています。</p> <p>県では、令和6年4月、6月、7月、9月、11月及び令和7年1月に、国に対し、農業農村整備事業を計画的に推進するため、予算の安定的かつ十分な確保を要望したところであり、引き続き、国に対して必要な予算措置を強く求めるとともに、県予算の確保に努めていきます。(B)</p>			
7月16日	<p>一般要望7</p> <p>持続可能な農林業への支援について</p> <p>(3) 多面的機能支払制度の予算確保について</p>	<p>農業・農村の有する多面的機能は、営農活動や農地、農業用水路などの適切な保全活動を通じて発揮されているところです。</p> <p>これらの活動を支援する多面的機能支払制度においては、平成27年度以降、活動組織が策定する計画に基づく交付金が満額交付されず、活動組織が行う水路整備などの計画的な活動に支障をきたしております。</p> <p>このため、県を通じて国に対して必要な予算措置を要請しているところですが、多面的機能支払交付金の令和6年度予算額は、令和5年度と同額となっております。</p>	<p>国の本県への予算配分は、多面的機能支払においては、近年、要望額の8割程度となっております。</p> <p>要望額に満たない場合は、国の指導に基づき、農地維持支払及び資源向上支払（共同活動）に満額交付し、水路整備等を行う資源向上支払（長寿命化活動）については残額で対応することから、事業執行に支障を来しているものと考えています。</p> <p>このため、県では、昨年度に引き続き、令和6年6月及び11月に国に対し、十分な予算措置を強く要望したところであり、今</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1

		<p>については、多面的機能支払制度における事業費の満額確保について、国へ強く要請するよう要望します。</p>	<p>後とも様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。(B)</p>			
7月16日	<p>一般要望7 持続可能な農林業への支援について (4) 自伐型林業者の育成への支援について</p>	<p>当市では、林業就業者の高齢化が進んでいることから、林業の多様な担い手を創出するため、身近な地域の森林の整備を自ら行う自伐型林業者の育成に令和5年度から取り組んでおります。</p> <p>自伐型林業は、手入れの遅れた森林で定期的な間伐を繰り返し、間伐材収入を得る形態であり、この間伐材を搬出するための作業道開設に小型重機が必要ですが、小型重機を購入し作業道を開設しても収入は得られず、さらに、初期の間伐では低質な木材の割合が多く、収入につながりにくいことから、就業初期段階での支援が必要であります。</p> <p>一方、この支援策と考えられる森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、令和6年度の予算が限られることから、資機材の整備は対象外とされるなど、活用につながらない結果となっております。</p> <p>については、いわての森林づくり県民税の更なる活用も視野に入れ、間伐や作業道整備、小型重機の購入に係る岩手県独自の支援制度を創設するよう要望します。</p>	<p>林業従事者の減少・高齢化が進む中、森林施業を受託し、森林整備や木材生産などを小規模で行う自伐型林業事業者は、森林組合や林業事業者とともに、地域の林業経営を支える担い手の一つと考えています。</p> <p>県では、これまでも、自伐型林業事業者等に対し、「いわての森林づくり県民税」を活用した「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」により、「里山林の保全活動」や「作業道の作設・改修」、「チェーンソーなど必要な資機材の整備」などを支援しているところです。</p> <p>また、令和6年度からは、国の補助事業により、造林事業の開始及び自伐型林業等の推進にあたり必要な資機材の導入等を支援しています。</p> <p>今後も、こうした事業の活用を通じて自伐型林業事業者をはじめとした多様な担い手の確保・育成に取り組んでいきます。</p> <p>(A)</p>	<p>県南広域 振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>A : 1</p>
7月16日	<p>一般要望7 持続可能な農林業への支援について</p>	<p>中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための</p>	<p>「中山間地域等直接支払制度」は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を維持するため、地域の農業生産の維持・発展や地域の活性化等に係る取組を支</p>	<p>県南広域 振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B : 1</p>

	<p>(5) 中山間地域等直接支払交付金の予算確保について</p>	<p>協定を締結し、この協定に定める計画的な活動に交付金が活用されるものであります。</p> <p>令和5年度においては、本制度における5つの加算のうち、集落協定広域化加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算の3つの加算措置の交付金が満額交付されず、協定の計画的な活動に支障をきたしております。</p> <p>については、中山間地域等直接支払制度における事業費の満額確保について、国へ要請するよう要望します。</p>	<p>援するものであり、県土の約8割が中山間地域である本県では、極めて重要な施策であると認識しています。</p> <p>本制度の予算の確保については、令和6年6月に国に対し「日本型直接支払制度の十分な予算措置」等を要望したところであり、今後も、様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。(B)</p>			
7月16日	<p>一般要望8 地域公共交通に係る支援の拡充について</p>	<p>当市においては、人口減少や車社会の進展などに加え新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛の影響によりバス利用者が減少し、利用料金収入や一部の公的補助だけでは路線の維持、存続が厳しい状況となり、民間路線バスは廃止や減便を余儀なくされております。</p> <p>こうした状況を踏まえ、当市では、民間路線バスが廃止となった地域において市営バスの運行を行うと共に、乗換ポイントの整備、バス停表示の多言語化など利便性の向上と利用促進を図る取組を進めております。また、高齢化社会に適合するよう、ドアツードアでの利用が可能なデマンド型乗合タクシーの導入エリアの拡大に取り組んでおります。</p> <p>県では、地域公共交通体系の再編や利用促進に係る市町村の取組に対し、地域公共交通活性化推進事業費補助金や地域バス交通等支援事業費補助金によ</p>	<p>(1) 県では、広域的なバス路線の維持確保に向け、国庫協調及び県単の運行欠損額補助を行っており、これまで、社会情勢や国の特例措置の実施状況等を踏まえ、補助要件の緩和等を実施してきたところです。</p> <p>また、令和5年度には、補助路線の廃止に伴う代替交通確保を支援するため人口減少対策路線確保事業を創設したほか、広域生活路線維持事業を拡充し、事業者による運行継続が困難となった補助路線について、代替交通が確保されるまでの間、路線の廃止時期を延長するために生じる経費も補助の対象としたところです。</p> <p>なお、国庫補助路線については、利便増進実施計画の認定によって、補助</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 2 C : 1</p>

	<p>る支援を行っておりますが、公共交通の維持、確保に係る市の財政負担は増大しております。</p> <p>また、公共交通事業者においても、利用者の減少や物価、燃料費高騰などの影響により厳しい経営状態にあることから、事業継続のための支援が必要です。</p> <p>このような状況は全国においても同様であり、滋賀県においては、地域公共交通を「利用者のみならず、地域のみinnで支えるべきもの」とし、地域で支える税制について、その導入可能性を検討しているところであります。</p> <p>つきましては、住民の日常生活に必要な移動手段の確保と更なる利便性の向上を図るため、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 広域的なバス路線の維持確保のため、補助金の要件の緩和、地域の実情に応じた財政的支援などの必要な対策を講じること</p> <p>(2) 国に対して、財政的支援の継続と拡充を働きかけること</p> <p>(3) 地域公共交通を支えるための税制について、導入の可能性を検討すること</p>	<p>要件の緩和や補助額の減額調整の適用除外等の優遇措置を受けることが可能となることから、バス事業者の負担軽減に向けては、まずは市町村による利便増進実施計画の策定が必要と考えています。</p> <p>このため、県では計画策定に要する経費への支援や研修の開催等を通じ、市町村による利便増進実施計画の策定を支援してきたところであり、今後、市町村による計画策定を促進するため、ヒアリング等を行いながら伴走型の支援に取り組むこととしています。</p> <p>県では、引き続き、市町村や関係機関等と連携し、地方財政措置の状況も勘案しながら、公共交通の維持・確保に必要な支援について検討していきます。(B)</p> <p>(2) 県では、令和6年6月の「令和7年度政府予算提言・要望」等において、国庫補助路線に対する被災地特例の激変緩和措置の継続に加え、補助要件の緩和や補助上限額の拡大等を要望するとともに、新型コロナの影響の長期化や燃料費の高騰等により、経営に大きな影響が生じている公共交通事業者等が、安全かつ安定した運行を確保でき</p>			
--	--	---	--	--	--

			<p>るよう、経営上の財政支援を講じることなどについて要望したところであり、今後も国に対して働きかけを行っていきます。(B)</p> <p>(3) 持続可能な公共交通の維持確保は、地方全般に共通する課題であることから、国が、わが国の公共交通の維持について責任を持って財源を確保すべきものと考えており、国に対し、あらゆる機会を通じて、地域公共交通を守るための財源確保を求めているところです。</p> <p>いわゆる交通税は、持続的な財源確保策の一つとなりうる一方、導入に当たっては、目的と手段、受益と負担の関係等、様々な論点があるものと認識しており、丁寧な議論が必要であるものと考えています。</p> <p>議論が先行する滋賀県において、交通税は、「様々な財源確保策を講じても、なお財源が不足する場合の財源確保の一つの方法として、丁寧に県民等と議論を重ねていく」とされています。</p> <p>県としては、その動向も注視しながら、研究していくとともに、持続可能な地域公共交通の維持確保に向けて、</p>			
--	--	--	--	--	--	--

			その財源確保も含めて、検討していきます。(C)			
7月16日	<p>一般要望9 事業の円滑化ときめ細かな財政支援について</p> <p>(1) 中学校地域部活動に向けての補助金制度創設について</p>	<p>当市では、生徒数減少の現状や学校規模の縮小に伴い顧問教員数が少なくなる中で、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築し、持続可能な部活動の体制を整備することが急務となっており、部活動指導が可能な実施団体等との協議により、令和4年度から地域部活動に取り組んでおります。今年度は、平日と休日に行う全日型地域部活動が4団体、平日の教員の勤務時間外と休日に行う休日型地域部活動が44団体と、移行が広がり、そのニーズが拡大しております。</p> <p>この地域部活動は、基本的に学校とは別の団体であることから、指導者への謝金など、活動のための財源が必要となります。文部科学省の通知によれば、地域部活動の費用は「受益者負担の観点から保護者が負担」することを想定しております。しかし、この制度の提案は国からなされたものであり、現実に持続可能なものとしていくためには、スポーツ庁委託事業のモデル事業である、なしにかかわらず、公的援助が不可欠であります。</p> <p>地域部活動制度は、教員の働き方改革を目指し考えられたものであり、これを推進拡大することは、地域人材の活用と教員の負担軽減に大きく資するものであります。</p> <p>については、地域部活動の推進のため、県独自の施策として地域部活動補助金制度を創設し、市町村と</p>	<p>公立中学校における部活動の地域移行については、令和4年12月、国において、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を公表したところです。</p> <p>県では、国のガイドラインの改定を受け、令和6年1月に「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方に関する方針」を策定したところであり、令和6年度から中学生の新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に向けて「岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会」を開催し、定期的に関係者間での情報共有や意見交換を行うなど、円滑な地域移行に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>また、地域の受入体制の整備を進めるため、国の事業を活用し、これまで7市町村において地域クラブ活動のモデル事業を行ってきており、地域スポーツ団体の整備充実、指導者の確保や新たに生じる保護者等</p>	県南広域振興局	経営企画部	C : 1

		<p>ともに各地域部活動への具体的支援を行うことを要望します。</p>	<p>の費用負担などが課題として挙げられているところでは、</p> <p>これらは、全国各地で生じている課題と認識しており、県としては、こうした課題を解決しながら、地域移行を円滑に進めるため、国に対して、このような状況を伝えるとともに、地域クラブ活動に要する経費に対して、新たな財政支援を充実するよう要望を行っています。</p> <p>今後においても、国の動向を注視するとともに、部活動の地域移行の取組が進む中で明らかとなる課題の変化や市町村の実施状況など実態を把握し、他県の取組状況を参考にしつつ、部活動の地域移行が円滑に進むよう、市町村とも連携しながら、総合的に検討する必要があると考えています。</p> <p>(C)</p>			
7月16日	<p>一般要望9</p> <p>事業の円滑化ときめ細かな財政支援について</p> <p>(2) 女性活躍のための消防庁舎施設整備に係る</p>	<p>平成27年7月の消防庁次長通知において、消防サービスの向上、消防組織の活性化のためには女性消防吏員の活躍を大きく進める必要があり、女性消防吏員の計画的な増員と確保を図るよう示されています。また、消防吏員全体に占める女性消防吏員の全国の比率を、令和8年度までに5%に引き上げることを共通目標としているところでもあります。</p> <p>当市では、平成25年度から令和5年度までに7人の女子消防吏員を採用し、令和8年度の目標達成に向けて、あと3人程度の採用となっております</p>	<p>国では、女性消防吏員の活躍推進について取組を進めているほか、女性が消防署で勤務する上で標準的に必要となる施設整備〔浴室・脱衣所、トイレ、仮眠室、更衣室、洗面室、その他(浴室トイレユニット等)〕については、特別交付税のほか公共施設等適正管理推進事業債を措置しているところでは、</p> <p>県としては、市町村において消防行政に必要な予算を十分確保できるよう、地方交</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>総務部</p>	<p>B : 1</p>

	<p>財政支援について</p>	<p>が、女性消防吏員の増員に伴い消防庁舎施設に女性専用の施設整備が必要となり、整備に係る費用の確保が課題となっております。</p> <p>国においては、当該施設の整備に係る財源として、特別交付税を措置するとしておりますが、その措置率は 0.5 であり、市の財政負担が大きくなっております。</p> <p>については、当該施設の整備について、県による追加的な財政支援を要望します。</p>	<p>付税の消防費における所要額の確保について、都道府県消防防災・危機管理部局長会等の場を通じて国へ要望していきます。</p> <p>(B)</p>			
7月16日	<p>一般要望9</p> <p>事業の円滑化ときめ細かな財政支援について</p> <p>(3) 東日本大震災に係る災害援護資金貸付金について</p>	<p>東日本大震災に係る災害援護資金貸付金は、東日本大震災の被災者に対して生活を再建するため、国及び県が負担する資金を、市町村が窓口となり貸し付けた制度であります。市町村において貸付金の回収が不能となっている場合や定められた期限から滞る場合には、市町村が県に対して立替え弁済することとされており、その弁済が令和7年度から始まります。</p> <p>この貸付金は、所得が一定に満たない世帯の世帯主を対象として貸し付ける制度であることから、震災から期間が経過した現在においても、依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な市民が存在している状況にあり、今後、滞納額が増加し、市の財政運営上重大な問題となることが懸念されます。</p> <p>現行においても、破産手続きが開始された場合など、回収が困難な事例については償還免除の要件が定められているところではありますが、強制執行を行</p>	<p>県では、償還が始まった平成29年度以降、債権管理に係るマニュアルの作成・配布や市町村担当者等会議を開催し、債権管理に係る先進地の取組事例の紹介などにより、市町村の適正な債権管理の取組を支援してきたところです。</p> <p>また、国に対して償還の猶予や免除などの運用基準や具体的な取組事例を示すなど円滑な債権管理事務に向けた支援を要望しているところです。</p> <p>償還期限の延長については、阪神・淡路大震災の例に準じ、所要の法令の改正等を行い、国庫貸付金の償還期限が延長されるよう要望しているところです。(B)</p> <p>また、償還免除の要件については、国から具体の基準や取扱い事例が示されていないため、償還の猶予や免除などの運用基準や具体的な取組事例を示すなど、円滑な債</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>総務部</p>	<p>B : 2</p>

		<p>った上で回収不能な場合は償還免除の対象とならないなど、償還免除の要件は実体に照らして十分でないと考えます。</p> <p>については、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金の償還に関し、次の事項について国に働きかけるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 償還期限を超過して未回収の状態にある災害援護資金について、償還期間を延長すること</p> <p>② 回収困難な事例に対する償還免除の要件を緩和すること</p>	<p>権管理事務に向けた支援を要望しているところであり、今後も県内市町村の状況や意向などを把握しながら、必要な対応を検討していきます。(B)</p>			
--	--	--	--	--	--	--